

## 低年齢であることを理由として告訴能力の有無が問題となった事例

### ○ 名古屋高金沢支判平成24年7月3日

(本件では被害者の法定代理人である実母が被疑者(共犯)であり、被害者の祖母による告訴状が存在したものの、当該告訴状については日時が近接する別の公訴事実に係るものであり、本件に関する処罰意思を示したものは被害者(当時10歳11か月)の検察官調書における供述しかなかったもの。)

第一審判決(富山地判平成24年1月19日)は、告訴当時10歳11か月であった被害者が告訴能力を有していたことには相当な疑問があり、被害者による有効な告訴があったとは認め難いとして公訴棄却としていたが、本判決では、「親告罪では・・・告訴の結果生じる利害得失を理解する能力を必要とする立場が主張されている・・・しかしながら、告訴は、犯罪被害にあった事実を捜査機関に申告して、犯人の処罰を求める行為であって、その効果意思としても、捜査機関に対し、自己の犯罪被害事実を理解し、これを申告して犯人の処罰を求める意思を形成する能力があれば足りると解するのが相当である。」と判示した上で、「被害者の成績は中の上くらいであり、年齢相応の理解力及び判断力を備えていたと認めることができる。」「被害者は・・・被告人による強制わいせつ被害の状況について・・・被告人が被害者の性器に触ったり、舐めたりした後口淫を要求され、口内に射精された・・・旨述べるとともに、被告人に対する死刑を求めたが、検察官からそれはできないと教えられたので重い罰を与えてほしいと述べているのであるから、被害者が・・・強制わいせつ被害の状況を具体的に供述しつつ、被害感情を抱いて、これに基づいて被告人の処罰を求めていると認められる。」として告訴能力を認めたもの。

### ○ 東京地判平成15年6月20日(確定)

(本件では被告人が内妻の子を姦淫したものであり、内妻からの告訴はなく、被害者(当時12歳3か月)及び被害者の姉から告訴がなされたもの。)

本判決では、被害者の告訴について「自分のおしっここの出る所に無理やりおちんちんを入れられて気持ち悪くてたまらなかつた旨述べるとともに、被告人を処罰してほしい旨や、許すことはできないのでできるだけ長く牢屋に入れてほしい旨述べているのであるから、本件被害の内容を具体的に認識しつつ、被害感情を持って被告人に対する処罰を求めているものと認められるのであり・・・その告訴能力に欠けるところはない。」と判示したものの(なお、被害者の姉の告訴も有効であると認定された。)